国土利用計画(安平町計画)

- ■地域にうるおいを与える自然的土地利用(森林・農地)
- ■自然環境と調和する都市的土地利用(住宅地・商業地・工業地)

平成 24 年 月 北海道安平町

国土利用計画 (安平町計画)

平成24年3月 日 安平町議会議決

目次

前	文	1
1	町土の利用に関する基本構想	1
	(1) 町土利用の基本方針	1
	(2) 地域類型別の町土利用の基本方向	2
	(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	3
2	町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	5
	(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	5
	(2) 地域別の概要	6
3	2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	8
	(1) 公共の福祉の優先	8
	(2) 国土利用計画法等の適正な運用	8
	(3) 地域整備施策の推進	8
	(4) 町土の保全と安全性の確保	8
	(5) 環境の保全と美しい町土の形成	9
	(6) 土地利用転換の適正化	9
	(7) 土地の有効利用の促進	9
	(8) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	9
	(9)指標の活用	9

前文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、安平町の区域における町土(以下「町土」という。)の利用に関する基本的事項について定めるものであり、国土利用計画(北海道計画)第4次計画を基本とし、まちづくりの指針となる安平町総合計画に即して策定するものです。

この計画は、今後の国土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとします。

1 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

ア 安平町の概要

本町は、北海道の南西部、胆振総合振興局管内の東北部に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に隣接しており、地形は西部には馬追丘陵が南北に位置し千歳市との境となっており、東部は夕張山系に連なる比較的急峻な山岳部を形成し、本町を源とする二級河川の安平川がその中央部を南北に流れ、平坦地と緩やかな波状形台地を形成しています。さらに南に行くにしたがい湿地等も多くなり、勇払原野と続いています。

気象は、年間を通して晴天の日が多く、年間・昼夜とも寒暖の差が大きい内陸型気候で、盛夏期は30%、厳寒期はマイナス20%を超えることもあり、通年して日照時間が比較的多く、空気は乾燥し梅雨現象や霧の発生はほとんど見られません。年間の降水量は1,000m程度となっており、積雪量は30%50cm程度で北海道では比較的少ない地域に属しています。

人口は、平成22年国勢調査によると8,726人で、35年前の昭和50年と比較すると2,907人の減少となっています。地域別にみると、追分地域は昭和60年から平成2年にかけて国鉄の分割民営化に伴う人員削減の影響から大幅に人口が減少しましたが、平成7年から平成22年にかけては6.8%の減少になっており、一時期に比べると減少率は低いものの、緩やかな人口減少が続いていています。一方、早来地域では平成2年から平成7年にかけて一時的に人口が増加していますが、平成7年から平成22年では8.9%の減少となっており、両地区で少子高齢化の影響が顕著に現れています。

町土の利用は、道路面積は大きな変化はなく、農用地、森林、宅地面積は、増加傾向にあります。

平成21年度における土地利用の利用区分別構成比は、森林が町総面積の約4 2%、農地が約31%、宅地は約3%となっています。

旧早来・旧追分両町(以下「旧町」という。)が実施した住民意向調査結果において地域イメージとして「自然の豊かさ」をあげる意見も多い等、豊かな自然を活かしたまちづくりが求められています。そのため、守るべき自然と活用すべき自然を区別しながら、的確な保全対策を進め、緑の多い、自然と共生する地域づくりを進めて行くことが必要となっています。

イ 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を行う諸活動の共通の基盤です。「したがって、その利用にあたっては、長期的な視点に立ち、将来への発展方向を見極めながら、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として総合的かつ計画的に行わなければなりません。」また、最近の諸情勢に対応して、少子高齢社会・成熟社会への対応、良質な居住環境の整備、高度な産業基盤の整備、交流基盤の確立等に配慮し、さらに、広域的な土地利用、交通体系等との整合性を図りつつその利用を図る必要があります。

当町は「安平町総合計画」の基本テーマである『くらしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち』の実現を目指し、町土の利用にあたっては、「自然環境の保全と活用」、「快適な生活環境の形成」、「多様な産業の振興」を勘案しつつ、町民が健康で安らぎやうるおいを実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保に向けた「地域にうるおいを与える自然的土地利用(森林・農地)」、「自然環境と調和する都市的土地利用(住宅地・商業地・工業地)」を基本方針として、市街地(住宅地、商業地、工業地)を取り巻く農用地、森林、河川等が、相互に将来的な利用目的を調整し、町土の有効的かつ効率的な利用を図ります。

(2) 地域類型別の町土利用の基本方向

市街地、農村、自然維持地域の町土利用の基本方向は次のとおりとします。なお地域類型別の町土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域類を個別にとらえることなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

ア 市街地地域

市街地については、中心市街地の空洞化によって低未利用地が増加傾向にありますが、活力ある市街地を形成するため、低未利用地の有効活用を図り、各地域の実情に応じた快適かつ、安全な市街地の形成に向けて、道路、公園等の整備等身近な生活環境の整備に努めます。

イ 農村地域

農村地域については、生産と生活の場であるというだけではなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、町民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた快適な暮らしができる生活基盤を整備するとともに、新たな時代の要請により活力ある地域社会の形成を図ります。

また、農用地や森林は、自然環境保全や災害の未然防止、さらには景観形成にも 大きな役割を果たしていることから、農用地や森林の保全に努め、土地利用の転換 を行う場合には周辺環境への影響に十分配慮し適切に対応します。

ウ 自然維持地域

地球環境問題への関心の高まりから、自然維持地域においては貴重な自然環境資源を積極的に保全していくことが求められています。このため、恵まれた自然環境を有する地域や野生生物の重要な生息・生育地域、優れた自然の風景地等、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な確保や自然環境の再生等により適切に保全するよう努めます。併せて、町民の保健休養の場として、また、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として有効な利用を図ります。

(3) 利用区分別の町土利用の基本方向

ア農用地

農用地については、農業の持続的な発展を図るため、食料の安定供給を担う経営 体を育成するとともに、農業生産基盤の整備と優良農用地の確保を図ります。

また、農用地は、町土保全機能、自然環境保全機能等、多面的な役割を担うことから適正に保全・管理するとともに、より安全で良質な農産物の生産及び環境への 負担軽減に配慮した農業生産の推進を図ります。

イ森 林

森林については、町域面積の約42%を占め、町土保全及び水源かん養等、次世 代が森林の持つ公益的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、 多様で健全な森林整備と保全を図ります。

また、市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するための 緑として、積極的に整備し保全を図り、地域社会の活性化のため多様な町民ニーズ に配慮し適正な利用を図ります。

ウ 原 野

原野のうち、水辺植生、野生生物の生息地等、優れた自然環境を形成しているものについては、生態系の保護及び景観の維持等の観点から保全を図ります。

その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水上の安全性を確保するため、河川改修を推進 し、浸水被害の防止及び解消を図ります。

また、水面・河川・水路の整備に当たっては、自然の水質浄化機能、生物の多様な生息・生育環境及び安らぎと潤いのある水辺空間の保全に努め、周辺景観との調和を図りながら、多様な機能の維持・向上を図ります。

才 道 路

一般道路については、町土の均衡ある発展を図るため、各地を結ぶ幹線道路や地

域の活性化を促す道路を整備するとともに、必要な用地の確保を図ります。

その整備に当たっては、安全性、快適性並びに防災機能等に配慮するとともに、 特に市街地においては、交通弱者への配慮や道路緑化の推進等により、良好な沿道 環境の保全・創造を図ります。

また、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の 適正な管理を推進するため、必要な用地の確保を図るとともに、整備に当たっては、 自然環境の保全に十分配慮します。

力 住 宅 地

住宅地については、豊かな住生活の実現や秩序ある市街地形成の観点から、住宅 周辺の道路、公園、上下水道の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な 居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図ります。

また、防災に関しては、地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な町土利用を 推進し、特に市街地においては、公園、緑地等のオープンスペースの確保等、環境 の保全に配慮しながら、防災上の安全性の向上及びゆとりと潤いのある快適な生活 環境の確保を図ります。

キ 工業用地

工業用地については、環境の保全に十分配慮した上で、住民所得の向上、就業機会の確保、定住化促進のために、経済のグローバル化及び情報化の進展に伴う産業の高付加価値化や構造変化等の動向を踏まえながら、現有の工業団地の活用を促進するための施策を講ずる等、工業生産に必要な用地の確保を図ります。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化、中心市街地における商業 の活性化並びに良好な生活環境の形成に配慮し、必要な用地の確保を図ります。

ケ 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共施設の用地については、住民生活上の重要性と必要性を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における避難所としての 活用に配慮します。

コ レクリエーション用地

レクリエーション用地については、住民の価値観の多様化や自然とのふれあい志 向の高まり等を踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の景観、振興等を総合的 に勘案して、計画的な整備と有効活用を推進します。

サ 低未利用地

低未利用地のうち、工場跡地等の低未利用地については、防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等への再利用を図ります。また、農村の耕作放棄地については、農用地としての活用や所有者等による適切な管理を推進するとともに、地域の状況に応じた活用等、その有効利用を図ります。

2 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- (1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
 - ア 計画の目標年次は平成32年とし、基準年次は平成21年とします。
 - イ 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成32 年において、人口は約9,100人、世帯数は約4,056世帯と想定します。
 - ウ 町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とします。
 - エ 町土の利用に関する基本構想に基づく目標年次の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標は、次表のとおりです。なお。数値については、今後の社会経済情勢の 不確実さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

表 町土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位: ha、%)

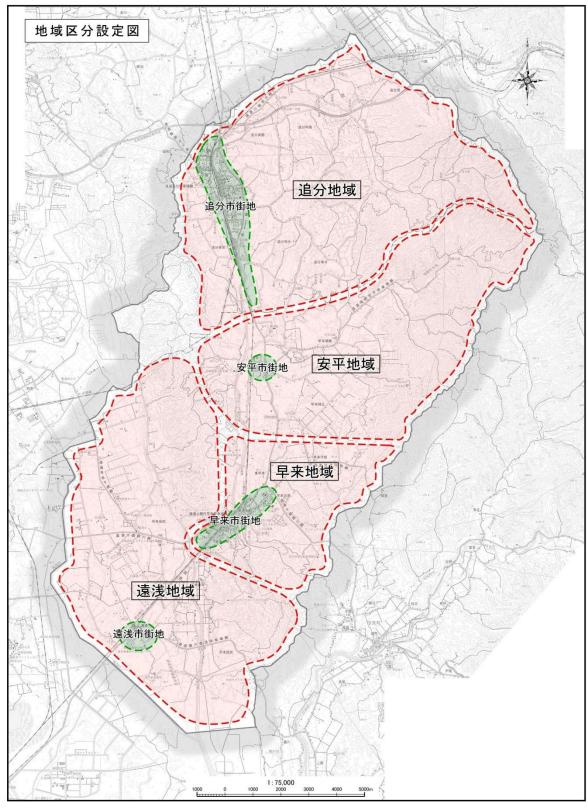
区分	平成 21 年	平成 32 年	構成比	
运 为			平成 21 年	平成 32 年
農用地	7, 440	7, 910	31.4	33. 4
(農地)	7, 440	7, 910	31.4	33. 4
(採草放牧地)	0	0	0	0
森林	9, 935	9, 935	41.9	41. 9
原 野	1,550	1, 550	6. 5	6. 5
水面・河川・水路	317	317	1.3	1. 3
道路	816	821	3. 5	3. 5
宅 地	645	676	2. 7	2. 9
(住宅地)	200	202	0.8	0. 9
(工業用地)	66	95	0.3	0.4
(その他の宅地)	379	379	1.6	1. 6
そ の 他	3,010	2, 504	12.7	10.6
合計	23, 713	23, 713	100.0	100.0

(2) 地域別の概要

ア地域別の区分

地域区分は、自然的、経済的及び社会的諸条件を勘案して、「追分地域」「早来 地域」「安平地域」「遠浅地域」の4地域に区分します。範囲は、図1に示すとお りです。

図 1



イ 目標年次における町土利用の地域別の概要は、次のとおりです。

(ア) 追分地域

追分市街地は、定住化を促進するため計画的に住宅地の整備を図りつつ、下水道や公園緑地等の整備促進と緑化の推進、交通ネットワークの整備を図り、快適な住環境の創出に努めます。また、中心市街地に隣接している鹿公園及びその後背地の保健保安林が位置する安平山麓地では、良好な自然環境を有していることから、交流機能、レクリエーション機能、体験学習機能などの向上を図ります。

農用地及び農村集落地については、基幹用水路、農道などの生産性の向上に向けた生産基盤整備を図るとともに、道路、コミュニティ機能の整備など、生活環境の向上を図ります。

森林については、安平川上流部(「域」、「地域」等)に位置する森林の適正な管理を 推進し水資源を確保し、また、自然環境を活かした学習や交流の場としてのレクリエー ション機能の活用を図るとともに、関係法令により無秩序な開発行為を規制することに よって自然環境の保全を図り、森林の持つ公益的機能の向上を図ります。

(イ) 安平地域

安平市街地は、定住化を促進するため計画的に住宅地の整備を図りつつ、下水道や公園緑地等の整備促進と緑化の推進、交通ネットワークの整備を図り、快適な住環境の創出に努め、市街地の活性化を図ります。

農用地及び農村集落地については、基幹用水路、農道などの生産性の向上に向けた生産基盤整備を図るとともに、道路、コミュニティ機能の整備など、生活環境の向上を図ります。

森林については、瑞穂ダム周辺に位置する森林の適正な管理を推進し水資源を確保し、 また、レクリエーション機能や水辺環境と調和のとれた景観を活用し、将来の観光拠点 の整備を図るとともに、関係法令により無秩序な開発行為を規制することによって自然 環境の保全を図り、森林の持つ公益的機能の向上を図ります。

(ウ) 早来地域

早来市街地は、定住化を促進するため計画的に住宅地の整備を図りつつ、下水道や公園緑地等の整備促進と緑化の推進、交通ネットワークの整備を図り、快適な住環境の創出に努めるとともに、中心市街地については、有効な土地利用と併せて、賑わい創出に向けた取組みの促進を図ります。

農用地及び農村集落地については、基幹用水路、農道などの生産性の向上に向けた生産基盤整備を図るとともに、道路、コミュニティ機能の整備など、生活環境の向上を図ります。

森林については、トキサラマップ川上流部(「域」、「地域」等)に位置する森林の適正な管理を推進し水資源を確保するとともに、関係法令により無秩序な開発行為を規制することによって、自然環境の保全を図り、森林の持つ公益的機能の向上を図ります。

(エ) 遠浅地域

遠浅市街地は、定住化を促進するため計画的に住宅地の整備を図りつつ、下水道や公園緑地等の整備促進と緑化の推進、交通ネットワークの整備を図り、快適な住環境の創出に努め、市街地の活性化を図ります。

農用地及び農村集落地については、基幹用水路、排水路、農道などの生産性の向上に向けた生産基盤整備を図るとともに、道路、コミュニティ機能の整備など、生活環境整備を図ります。

苫小牧東部地域については、苫小牧東部開発新計画の進め方について【第2期】に基づき、臨空性を活かした生産機能の展開を図るとともに、居住機能等については、産業空間の展開に応じ推進されることを想定し、周辺地域における住宅需要の動向等を勘案しながら、展開を図ります。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1)公共の福祉の優先

関係法令により無秩序な開発行為の規制によって、農村風景等の維持形成、自然環境の保全を図り、森林の持つ水資源かん養や保健休養等の公益的機能の向上を図ります。

また、市街地における公共下水道の整備及び農村集落地における合併浄化槽の整備促進等によって、安平川及びその支流への生活雑排水の流入を防止し、水質の保全を図ります。

(2) 国土利用計画法等の適正な運用

国土利用計画法をはじめとする土地関連諸法令や北海道自然環境等保全条例等の適切な運用により、適正な土地の取引による地価の安定と秩序ある開発を促進し、適切かつ合理的な土地利用を図ります。

(3) 地域整備施策の推進

地域の特性を活かして、地域資源を活用した産業おこしをはじめ、地場工業の育成や 高次加工の促進、先端技術産業の立地を進めます。同時に個性豊かな活力あふれるまち づくりを推進するとともに、生活関連施設や交通基盤の整備を図る等、地域整備施策を 積極的に進めます。

但し、整備施策に伴う開発が地域環境の悪化につながらないよう充分に配慮し、自然との協調性を持たせた事業の推進を図ります。

(4) 町土の保全と安全性の確保

関係法令により無秩序な開発行為を規制し、自然環境の保全を図るとともに、保安林の整備や治山・治水事業の促進に努めて町土を自然災害から守り、町民の財産と安全を確保します。

宅地等の開発行為については、必要な指導及び規制を行い、適切な土地利用を図ると ともに、優れた自然環境の保全に努めます。

(5) 環境の保全と美しい町土の形成

公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護等を図るため、騒音等の著しい交通施設の周辺においては緑地帯の設置、河川流域においては水質保全に資するような緑地の保全等、当町における「安平町環境基本条例」(平成18年度制定)の適切な運用によって、土地利用の適正化を図ります。

うるおいのある町土を形成するため、市街地においては安平川等の水辺空間の積極的な創出と自然と調和した美しく良好な街並み景観の創出を図るとともに、農業及び森林地域においては、農用地と森林が調和した緑の空間の保全を図ります。

環境の保全を図るため、住宅、商業、工業等の用途区分に応じた土地利用への誘導を図ります。

(6) 土地利用転換の適正化

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を含めて 事前に充分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全等を図りつつ、適正 な土地利用の確保を図ります。

また、土地利用の転換を行う場合には、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図り、土地利用の混在による弊害を防止します。

(7) 土地の有効利用の促進

土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導するとともに、民間の活力を生かした有効な土地利用を図ります。

(8) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

町土における適切な土地利用の推進を図るため、土地利用に関する基礎的な調査を必要に応じて実施し、総合的な土地利用に関する調査の推進を図ります。

また、植林等の緑化推進による住民の自然保護意識の啓発及び安平川とその支流における水質浄化による河川環境浄化の啓発を図るとともに、森林と河川の管理者とのパートナーシップ関係の構築による一体的な取組に努め、長期的な視点に基づく成果の普及啓発を図ります。

(9) 指標の活用

人口、世帯数、各利用区分別の規模等の指標については、今後の当町における土地利用やまちづくり等の関連諸計画の策定において活用を図り、諸計画の整合性・体系性の確保を図ります。

